

五 清代檔案史料

山本 英史

総説

檔案とは主として中国の政府機関が政務運営のために発行し、保管してきた文書をいう。また現代中国語では各機関が保有する個人の履歴や思想信条などの記録を指すこともある。これらは当時の行政に用いられた実際の書類であり、その点では何らかの事柄を後世に伝えることを意図して編纂された多くの中国の歴史文献に比べて史料的価値がすこぶる高い。檔案は厳密に言えば法制史料ではないが、行政一般に関わり、その内容については法制関係をも包括する一次史料として重要な意味があるため、ここで取り上げる。

ところで、このような檔案は一般には古文書ないしアーカイブといわれるが、中国では日本や西洋に比べて一八世紀以降に偏在しているのが特徴である。その理由の一つは歴史上の混乱度が他地域に比べて抜きん出ているためである。中国歴代王朝の末期には頻繁に大規模な農民反乱が起こり、そのたびに政権そのものを転覆しかねない事態が生じた。中国では多くの公文書が地方の役所に保管されていたが、長期の大混乱においてはそうした建物は焼き討ちの対象となり、文書もまた同じ運命をたどることが珍しくなかった。

もう一つの理由は、歴史学で利用される檔案の比重が相対的に小さかったことである。中国では印刷技術が世界で

も突出して早くから発達し、学問はその出版文化に支えられて発展してきた。そうした過程で版本と呼ばれる版木に刻んで印刷する書物が尊重され、校訂や書式・分類などを整理・体系化する書誌学という学問も生まれた。中国の伝統的な歴史学である史学もまたこの版本を重用し、いったん版本としての書物が完成すると、その材料になった原文書に直接関心を向けることはなかった。もちろん伝えられる数量が決定的に乏しかったことが檔案を評価し得なかった主要因であるが、学問的な利用に関心が少なかったことがそれに拍車をかけたといえる。

しかしながら、そのような中国においても二〇世紀に入ると、歴史学の資料としての価値が初めて認知されるようになった。その代表は《内閣大庫檔案》である。これは皇帝の詔書や諭旨、官僚たちの上奏、皇帝の日常言行録など、清朝の中央集権体制下の文書行政において実際に作成された書類として紫禁城内の内閣大庫という巨大な倉庫に代々保管され、官僚たちによる政務の参考に供してきたおびただしい数の文書群である。宮中に秘蔵され一般にその存在が知られなかったという意味で、文字通り発見された《甲骨文字》、《敦煌文書》、《居延漢簡》とともに「四大発見」と称される。

もつとも《内閣大庫檔案》は保管に場所をとり、再利用の見込みも立たなかったことから、一部を残して約八〇〇〇の麻袋に詰めて紙屋に売却されそうになり、識者があわてて買い戻したといった逸話があるように、民国初期においてはその史料的价值があまり認められていなかった。それでも一九二四年、清朝最後の皇帝溥儀の居住が許されなくなったことで紫禁城が「故宮」と名を変えると、辦理清室善後委員会が組織され、宮廷文物とともに故宮博物院所蔵の文書としてようやく管理・整理・分類に着手された。

だが、その後日中戦争と国共内戦の戦乱のなかで再び作業は中止され、文書も疎開という受難の歴史を経て各地を転々とした結果、北京と台北に分割保管されるに至った。現在北京の檔案はそのほとんどが中国第一歴史檔案館に、台北の檔案は主に中央研究院歴史語言研究所および故宮博物院文献館に収蔵されている。中国第一歴史檔案館には明清

檔案一二〇〇万件（うち明代檔案は三〇〇〇件余とごく少なく、大半は清代檔案）が収蔵されているといわれ、数量は最多を誇っている。内容については、前述の《内閣大庫檔案》のほか、宮中、軍機処、内務府、宗人府、六部各処などの檔案があり、全七四宗に分類され、閲覧に供されている。また台湾では、中央研究院歴史語言研究所に《内閣大庫檔案》三一万件余が収蔵されているほか、故宮博物院文献館に宮中、軍機処、六部各処、史館などの檔案四〇万件余が収蔵され、デジタル化による整理・公開が積極的に進められている。

ところで、以上に述べた檔案はそのほとんどが皇帝を含めた中央政府の各官庁が作成した文書や地方高官の中央政府への報告書、さらには皇族関係書類などからなり、かりにこれらを中央檔案と呼ぶとすれば、それに対して地方行政の末端機関でやり取りされた徴税、裁判、治安・警察などに関する文書、すなわち地方檔案なるものもわずかながら現存する。それらには後述する《太湖庁檔案》や《清代巴県檔案》のほか、今世紀になって新たに脚光を浴びるようになったものも少なくない。地方檔案は中央檔案に比べても現存するものの絶対数が質量ともに決定的に少ないが、中央檔案では望みえないミクロな地域社会の実態を描き出す記事が多く含まれ、地方の実情に即した詳細な情報を提供している点でより優れた史料的价值がある。

ここでは、これらの檔案史料のなかから、法制史関係を中心として《内閣大庫檔案》の一つである《刑科題本》、皇帝の上諭の原本である《上諭檔》、政府高官の政務報告などからなる《宮中檔》のうちの《漢文硃批奏摺》、地方檔案を代表して《太湖庁檔案》と《清代巴県檔案》の五種を取り上げて紹介し、併せて具体的な読解を試みる。

一 刑科題本

【解題】

題本とは内外高官の皇帝への政務報告文書の一つで、文書は基本的には吏・戸・礼・兵・刑・工の六つの部局ごとに分類された。《刑科題本》とは、このうちの刑部、すなわち刑律や獄訟といった司法行政を担当する部局の管轄内容に関わる題本をいう。

全国で発生した刑事事件のうち軽罪の処決に関しては地方官僚の判断に委ねられたが、殺人事件の徒刑、流刑、充軍（兵營に派遣する重い流刑）、発遣（辺地に派遣して労役に就かせる重い流刑）は刑部に、死刑は皇帝に最終決定権があった。そのため、死刑相当の案件の多くは詳しい経過報告が皇帝に上奏された。

清代の死刑判決に至る流れはつぎの通りである。まず州県での審理が府に報告され、続いて按察使、督撫（総督・巡撫）に上申される。督撫はその内容を題本によつて中央の通政使司を経由して内閣・刑部に転送する。案件は内閣で検討され、三法司（刑部、都察院、大理院）の審議を経、意見書である票擬を付けて皇帝に提出し、その最終判断を仰ぐ、というものである（詳細については「六 清代刑事裁判関連史料」参照）。《刑科題本》の大半はその過程で作成された殺人事件審議録といつてよい。

《刑科題本》の一部はこれまで特定内容に限定した史料集としていくつか公刊されている。古くは中国第一歴史檔案館・中国社会科学院歴史研究所が共同で編纂した『清代地租剥削形態——乾隆刑科題本租佃關係史料之一——』（北京、中華書局、一九八二年）、『清代土地佔有關係与佃農抗租鬭争——乾隆刑科題本租佃關係史料之二——』（北京、中華書局、一九八八年）がある。鄭秦・趙雄編『清代「服制」命案』（北京、中国政法大学出版社、一九九九年）は親族内の殺人事件

を収めている。杜家驥編『清嘉慶朝刑科題本社会史料輯刊』（天津、天津古籍出版社、二〇〇八年）は嘉慶年間の社会史に関係した刑科題本を集めている。

【史料Ⅰ】

尹繼善等「謹題為謀死男命事」貼黃〔乾隆三年四月二三日〕（中国第一歴史檔案館蔵『内閣檔案・刑科』全宗二、七四九）

① 原文

刑部等衙門經筵講官、議政大臣、刑部尙書、加二級紀錄三十一次、臣尹繼善等、謹

題為謀死男命事。該臣等會看得。金大與羅氏通姦、謀死親夫張秀如一案。據蘇撫楊永斌疏稱、緣、張秀如與父張華

生各駕一船、捕魚為業。張華生短雇金大、在船幫工、常至張秀如船上相幫。後、張華生夫婦同子張秀如駕船他往。

金大遂與羅氏成姦。嗣被張華生窺破、將金大辭出。適羅氏賣魚、途遇金大、欲與潛逃永為夫婦。金大輒起意謀害、

羅氏允從。金大乘張秀如睡熟、潛入其艙、坐於張秀如身上、用繩縛手。張秀如驚喊、金大令羅氏揪住兩腳。金大

網住兩手、拖出艙外。正欲拋河、張秀如將繩掙脫跳岸。金大即持船柱趕毆張秀如右肩甲偏右、撲地。金大下船開

行。適張秀如復甦聲喊。羅氏聽聞告知、金大復執梁柱、又連毆張秀如臂膊後肋、又磚毆張秀如右耳根、殞命。屢

審不諱。將金大依例擬斬立決、羅氏擬以凌遲、等因。具

題前來。應如該撫所題。金大合依姦夫起意殺死本夫者斬決例、應擬斬立決。羅氏合依妻妾因姦同謀殺死親夫者凌遲

處死律、應即凌遲處死。臣等未敢擅便、謹

題、請

旨。

② 訓誥

刑部等衙門經筵講官、議政大臣、刑部尚書、加二級紀錄三十一次、臣尹繼善等、謹んで題し、男命を謀死するが爲の事。該臣等會して看し得たり。金大の羅氏と通姦し、親夫張秀如を謀死するの一案。蘇撫楊永斌の疏を據けて稱するに、緣、張秀如は父張華生と各々一船に駕り、魚を捕へて業と爲す。張華生は金大を短雇し、船に在りて幫工せしめ、常に張秀如の船上に至りて相ひ幫けしむ。後、張華生夫婦は子張秀如と共に船に駕りて他往す。金大は遂に羅氏と姦を成す。嗣いで張華生に窺破せられ、金大を將て辭出す。適々羅氏、魚を賣り、途に金大に遇ひ、與に潛逃して永く夫婦と爲るを欲す。金大は輒ち謀害を起意し、羅氏允從す。金大、張秀如の睡熟するに乗じて、潛かに其の艙に入り、張秀如の身上に坐し、繩を用ゐて手を縛る。張秀如、驚喊するに、金大は羅氏に令して兩脚を擱住せしむ。金大、兩手を網住し、艙外に拖出す。正に河に抛たんと欲するに、張秀如、繩を將て掙脱して岸に跳る。金大は即ち船柱を持して張秀如の右肩甲偏右を趕毆し、撲地せしむ。金大は下船して開行す。適々張秀如復た甦り聲喊す。羅氏聽聞して告知するに、金大は復た梁柱を執りて、又た張秀如の臂膊後肋を連毆し、又た張秀如の右耳根を磚もて毆り、殞命せしむ。屢々審して諱されず。金大を將て例に依りて斬立決に擬し、羅氏を擬するに凌遲を以てす、等の因あり。題を具して前來す。應に該撫の題する所の如くすべし。金大は合に姦夫の本夫を殺死するを起意せし者は斬に決するの例に依るべく、應に斬立決に擬すべし。羅氏は合に妻妾の姦に因りて同謀して親夫を殺死する者は凌遲して死に處するの律に依るべく、應即ち凌遲處死にすべし。臣等未だ敢へて擅便せず。謹んで題し、旨を請ふ。

③ 語 釈

〈經筵講官〉滿・漢各六名から構成され、毎年二回經書を皇帝に進講する官で、たいていは大学士、尚書、侍郎が兼任した。〈議政大臣〉軍機大臣のこと。清代の軍事・政務上の最高機関である軍機処の業務を司った。内閣大学士、六部尚書・侍郎のなかで皇帝から最も信任された者が任命された。〈刑部尚書〉六部のなかで司法行政を司る刑部の長官。〈加二級紀錄三十一次〉「加二級」とは官吏に対する査定評価ですでに二等ランクの職務に適うとの評価を受け

ている者を叙する際に記すもの。「紀錄」は官吏の勤勞を表彰するため公文書に登録し、それを官吏が資格のように称することを許したものをいう。〈尹繼善〉^{イエンギンヤン} 滿洲鑲黃旗人、雍正の進士、文華殿大學士となる。〔清史稿〕卷三二三。〈蘇撫〉江蘇巡撫のこと。江蘇一省の軍事・民政を司る最高長官。〈楊永斌〉雲南昆明の人、康熙の挙人。乾隆二年九月から江蘇巡撫の任にあつた〔清史稿〕卷一九八。〈疏〉皇帝に対する上奏文。〈例〉条例。律という基本法典に対する追加法。〈斬立決〉死刑には斬刑と絞刑との二種あり、その執行には監候（監禁後に執行するものとし、再審のうえ減刑の余地を残す）と立決（即時執行）があつた。〈姦夫起意殺死本夫者斬決例〉『大清律例』卷二六、刑律・人命・殺死姦夫例「凡そ姦夫同謀して親夫を殺死するに、姦夫の起意に係る者は、姦夫を將て斬に決す」による。〈妻妾因姦同謀殺死親夫者凌遲處死律〉『大清律例』卷二六、刑律・人命・殺死姦夫律「其の妻妾姦に因りて同謀して親夫を殺死する者は凌遲して死に處す」による。凌遲処死は斬刑のなかで最も重いものをいう。まず四肢を切斷して苦痛を伴つて徐々に死に至らしめるもので、尊屬殺人や謀反などの罪に適用された。

④ 和訳

刑部等衙門經筵講官、議政大臣、刑部尚書、加二級紀錄三十一次、私尹繼善らが謹んで題奏した「息子を謀殺した」案件。

関係臣僚らが集まって、金大が羅氏と姦通し、夫である張秀如の殺害を謀つた事件を審議しました。江蘇巡撫楊永斌の上奏によると、「張秀如とその父張華生とは各々一隻の船に乗り、魚を探ることを生業にしていました。張華生は金大を臨時に雇い、いつも張秀如の船で仕事を手伝わせておりました。その後、張華生夫婦は張秀如と同じ船に乗って外に出かけました。そこで金大はすぐさま羅氏と姦通しました。しかし、後になって張華生がそれを見破り、金大を解雇しました。たまたま羅氏は魚を売りに出かけたところ、道すがら金大と出遭つたことで、一緒に逃げてずつと夫婦になることを求めました。金大がたやすく張秀如の殺害を思いつくと、羅氏はそれに同意しました。金大は張秀

如が熟睡している隙に船室内に潜入し、張秀如に馬乗りになり、縄で手を縛りました。張秀如が驚いて叫ぶと、金大は羅氏に両足を動かぬよう押さえさせました。金大は張秀如の両手をきつく縛り、船室の外に引つ張り出しました。ところが、いままさに河に投げ投げようとしたところ、張秀如は縄をほどいて逃げ出し岸に飛び上がりました。金大はただちに帆柱で張秀如の右肩甲骨の右寄りを殴って地に倒しました。そして金大は船を動かして逃げようしました。その時、張秀如はまた息を吹き返して叫びました。羅氏がそれを聞きつけ、金大に告げたところ、金大はまた梁柱をとって張秀如の腕と背中を連打し、煉瓦で右耳の付け根を殴って命を奪いました。たびたび審議し、供述に隠し事はないと認め、金大を条例によって斬立決に、羅氏を凌遅処死に処したく思います」とありました。

題本を具して申し上げますに、該巡撫の上奏する通りに処分すべきです。すなわち、金大は姦夫起意殺死本夫者斬決例により斬立決に、羅氏は妻妾因姦同謀殺死親夫者凌遅處死律によりただちに凌遅処死にすべきです。私どもはなお勝手に処理できませんので、謹んでご報告し、ご判断を請う次第です。

【解説】

題本は一般に長文に及ぶため、年月日が記された後に貼黄という要約をつけることがあった。ここでは紙幅の関係から題本そのものではなく、その貼黄を紹介した。要約であっても、描かれた状況は十分に詳しい。

これは乾隆三年（一七三八）に江蘇巡撫管轄下の地域で起こった漁師の妻が姦夫と共謀して自分の夫の殺害に及んだ事件であり、刑部は江蘇巡撫の答申、すなわち妻を凌遅処死に、姦夫を斬立決に処したいとの意向を受け、原案通りの処分を皇帝に求めている。

実行犯である姦夫よりも妻の方が厳しい処罰であるのは、妻が密通のうえに夫を殺すことが当時の社会にあつては単なる殺人よりも重い犯罪として認識されていたためである。

【書式】

臣は、一般に漢人文官が上奏文に用いる自称。これに対し満人官僚および漢人武官は「奴才」を用いた。ただし、満人であっても代表して上奏する場合は「臣」を用いた。いずれも字体を小さく右に寄せて表記した。謹題とは、題本の冒頭に来る起首語。爲す事は、布告、命令、申請等の際に冒頭に記す形式的な表現で、その公文書が何を目的で出されたのかを簡潔にまとめる題目的役割を果たしている。通常、「ノタメノコト」ないし「ノタメニスルコト」とか「ノコトノタメニス」とか訓読されるが、「の件」というような意味である。

看得は、官僚が皇帝に文書を出して自分の意見を述べる時などに用いた発句。據す稱は、「のからの報告に述べられているところによると、のとのことである」の意。據は、下級官庁から上級官庁に出した上行文を受け取った時に用い、稱は、その後の文中の内容を示す。縁は、「報告の状況は以下のような意である」という意味の起首語。決まった訓読はない。滋賀秀三氏は、「言い起こしの置字であって、特に訳するほどの意味がない。しいていえば「ことのおこりは」という程の語感か」という。擬は、「にしたい」と打診すること。等因は、上級または同等の官僚からの文章を引用した際、それがここで終了したことを示す慣用句。この史料の場合、楊永斌の上奏の引用がここで終了したことを示す。

具題は、題本で上奏すること。前來は、下級機関から文書が到着したことを示す。合は、下級機関に対して具体的な要求を示す語。「マサニスベシ」と訓読する。謹題請旨は、題本の末尾に位置し、全文を結び、皇帝の裁可である諭旨を求める定型句である。

上奏文では、皇帝に関わる語句を通常文より擡頭させて表記した。これを擡写という。擡写には単、双、三の別があり、単擡は臣下が皇帝に対する行為、指示する語句の場合、改行後通常の語句より一字上から書くもので、ここで

は「題」がこれに当たる。双擡は皇帝やその行為の語句で、改行後二字上から書くもので、ここでは「旨」がこれに当たる。なお、三擡は皇帝よりも一等高い語句で、改行後三字上から書き、例として挙げれば「太上皇」や「天」などがこれに当たる。

【参考文献】

滋賀秀三「清代の司法における判決の性格——判決の確定という觀念の不存在——」『法学協会雑誌』九一卷八号、一九七四年、のち同『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年所収

堀地明「清代刑科題本と乾隆十年（一七四五）山西大同府天鎮県開賑案」（吉尾寛編『民衆反乱と中華世界——新しい中国史像の構築に向けて——』汲古書院、二〇一二年所収）

二 上諭檔

【解題】

上諭とは本来皇帝の命令のなかでも重要な政務のために特別に発するもので、長いものでは数百字にもなった。雍正七年（一七二九）に軍機処が創設されてからは、皇帝が親筆で記入する硃批を除けば、軍機大臣の業務の一つとしてその撰定を行った。また、外国および藩属各国に対する上諭もおおむね軍機処が起草した。

上諭は《実録》や《会典》などに多く転載されており、目に触れることが多かった。清朝ではまた歴代皇帝一〇名の上諭を分類した《聖訓》が《実録》と同様に皇帝の没後に編纂された。一〇朝分まとめて『大清十朝聖訓』九二二卷（清光緒排印本）として刊行されたものもある。また、『上諭内閣』一五九卷（清乾隆六年刊本）、『上諭八旗』不分卷

（清乾隆刊本）はいずれも雍正帝の命によりその治世において内閣に下した上諭と八旗に関する上諭を集大成した滿漢両文の編纂物である。

《上諭檔》は軍機処で記録されたこれらの上諭の原檔冊である。月ごとに筆写した上諭を集めて一冊にしたものを「現月檔」、三か月ごとに一冊にまとめたものを「四季檔」といい、これらをまとめて軍機処檔案のうちのひとつとしての《上諭檔》と称した。清朝の当時の国政、軍事、経済、文化など重要な事柄の最終決定がすべてここに記されているため、極めて有用な史料といえる。

このうち乾隆帝の《上諭檔》は中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』全一八冊（北京、檔案出版社、一九九一年）として影印で刊行されている。また、その後、桂林の広西師範大学出版社から『光緒宣統兩朝上諭檔』全三七冊（一九九六年）、『咸豐同治兩朝上諭檔』全二四冊（一九九八年）、『嘉慶道光兩朝上諭檔』全五五冊（二〇〇〇年）が出版された。『雍正朝漢文諭旨匯編』全一〇冊（一九九九年）も同じ出版社から刊行されている。また、これとは別に民国・羅福頤校『雍正朝上諭檔』全四卷（民国二十四年石印本、台北、藝文印書館、一九七〇年）もある。

【史料II】

乾隆二十八年四月二十二日上諭（『乾隆朝上諭檔』第四冊所収）

① 原文

大學士公傳 大學士來 字寄。

湖廣摠廣愛 湖北撫宋 乾隆二十八年四月二十二日奉

上諭。今日刑部奏湖北歸州民婦張吳氏犯姦一案。據供伊夫張洪舜及伊夫兄張洪貴因盜案監禁、等語。查、張洪舜等弟兄名姓與從前該州趙泰交濫刑妄斷案內之張紅順・張紅貴字音相同。前案審釋未逾數月。如果係良民、何以復犯大案。

且又並未題咨報部。其中情節、種々未協。請交該督撫逐一查審。一摺已批依議速行。仍著該督撫卽行摺奏矣。今思此案、疑竇多端。若非徹底清查、難分涇渭。特派侍郎阿永阿、會同河南巡撫葉存仁、前往該省查辦、務得實情。著傳諭愛必達・宋邦綏、於阿永阿等未到之前、將此兩案確查、卽行詳悉、覆奏此事。外間輿論紛紛。一經欽差查辦、自難絲毫掩飾。愛必達從前不過暫署撫篆、爲時未久。宋邦綏更屬新任。皆非經辦此案之人。若從前辦理果係舛錯、不妨據實奏聞。卽未能訪聞更正、過非出於有心、尙可不加深責。倘稍存成見、回護前非、將來審案水落石出、則該督撫取戾更重。朕斷不能爲之曲貸也。著將此卽行傳諭知之。欽此。遵旨、寄信前來。

② 訓読

大學士公傳・大學士來 字寄。湖廣總督愛・湖北撫宋、乾隆二十八年四月二十二日、上諭を奉ず。今日刑部、湖北歸州の民婦張吳氏の犯姦の一案を奏す。「供に據れば、伊の夫張洪舜及び伊の夫の兄張洪貴は盜案に因りて監禁せらる、等の語あり。査するに、張洪舜等の弟兄の名姓は從前該州の趙泰交の濫刑も妄斷せし案内の張紅順・張紅貴と字音相ひ同じ。前案審釋するに未だ數月を逾えず。如し果して良民に係れば、何を以て復た大案を犯すや。且つ又た並び未だ咨を題して部に報ぜざるや。其の中の情節、種々未だ協せず。該督撫に交し逐一查審するを請ふ」と。一摺は已に「議に依りて速かに行へ」と批す。仍ほ該督撫に著して卽かに摺奏を行はしめん。今此の案を思ふに、疑竇多端なり。若し徹底清查するに非れば、涇渭を分かち難し。特に侍郎阿永阿を派し、河南巡撫葉存仁と會同して、該省に前往して査辦し、實情を得るに務めしむ。著して愛必達・宋邦綏に傳諭し、阿永阿等の未だ到らざるの前に、此の兩案を將て確查し、卽かに詳悉を行ひ、此の事を覆奏せしめよ。外間の輿論紛紛たり。一たび欽差の査辦を経ば、自つと絲毫も掩飾し難し。愛必達は從前撫篆に暫署するに過ぎざるに、時を爲すこと未だ久しからず。宋邦綏は更に新任に屬す。皆な此の案を経辦するの人に非ず。若し從前の辦理果たして舛錯に係れば、實に據りて奏聞するを妨げず。卽ひ未だ

訪問更正する能はざるも、過の有心に出づるに非ざれば、尙ほ深責を加へざるべし。倘し稍も成見を存し、前非を回護して、將來案を審べて水落石出せば、則ち該督撫の取戻すること更に重し。朕は斷じて之れが爲に曲貸する能はず。著して此れを將て即かに傳諭を行ひ、之れを知らしめよ。欽此。旨に遵ひ、寄信前來す。

③ 語釈

〈大學士〉 国政の最高機関の一つである内閣の長官。順治一五年より明制を踏襲して内閣を設け、六部尚書から拔擢・兼任させる六大学士を置いた。乾隆一三年以降では滿漢各二名を置いた。〈傳〉 傳恒。姓は富察氏、字は春和、滿洲鑲黃旗人。乾隆帝の皇后の弟。一等忠勇公。乾隆一四年から保和殿大学士（『清史稿』卷三〇一）。〈來〉 來保。姓は喜塔臘氏、字は學圃、滿洲正白旗人。乾隆一二年から武英殿大学士。乾隆二八年當時は文華殿大学士（『清史稿』卷三〇二）。〈湖廣摠〉 湖北・湖南両省の軍事・民政を司る長官の湖広總督。〈廣〉 不詳。あるいは誤つて入り込んだ字か。〈愛〉 愛必達。滿洲鑲黃旗人。姓は鈕祜祿氏。乾隆二六年四月から湖広總督。伊犁に流されるが、三年に許された（『國朝耆獻類徵初編』卷一七九）。〈湖北撫〉 湖北省の軍事・民政を司る長官である湖北巡撫。〈宋〉 宋邦綏。江蘇長洲の人。乾隆の進士。翰林院編修から乾隆二七年八月に湖北巡撫に拔擢される（『國朝耆獻類徵初編』卷八三）。〈歸州〉 湖北宜昌府の一州。〈犯姦〉 男女姦淫の総称。〈趙泰交〉 浙江蘭溪の人。乾隆一九年から歸州知府（同治『歸州志』卷五）。〈侍郎〉 六部の次官。左右侍郎滿漢各一人を置く。ここでは刑部侍郎。〈阿永阿〉 姓は覺羅氏。乾隆二六年刑部右侍郎に就任（『國朝耆獻類徵初編』卷九八）。〈會同〉 共同で行うこと。〈河南巡撫〉 河南省の軍事・民政を司る長官。〈葉存仁〉 湖北江夏の人。乾隆二八年正月に河南巡撫に就任（『國朝耆獻類徵初編』卷一七四）。〈欽差〉 皇帝が重大事件に官僚を特任して派遣することをいい、そのうち三品官以上の官僚を欽差大臣といった。〈暫署〉 暫時そのポストを代行すること。愛必達は乾隆二六年一〇月から湖北巡撫を臨時代理していた。

④ 和訳

大学士傅恒・来保 字寄。湖広総督愛必達・湖北巡撫宋邦綏は乾隆二八年四月二日（一七六三年六月三日）に上諭を承った。

「本日刑部が湖北歸州の民婦張呉氏が不義を働いた案件について上奏してきた。『供述によれば、その夫張洪舜および夫の兄張洪貴は窃盗事件で収監されているとあります。調べたところ、張洪舜ら兄弟の姓名は以前同州の趙泰交が刑罰を濫用して勝手に処決したとする事件中の張紅順・張紅貴と字音が同じです。先の事案を審理してまだ数か月も経っておりません。彼らが良民であるなら、なぜまたこんな大事件を起こすのでしょうか。さらにまたどうして刑部に文書で報告してこないのでしょうか。その状況はいろいろまだはつきりしておりません。該督撫が逐一調査することをお願いいたします』。この奏摺にはすでに『奏議の通り速やかに行え』と命じた。重ねて該督撫に即刻上奏させよ。今この案件のことを思うと疑惑でいっぱいだ。徹底調査しなければ、清濁を区別しがたい。そこで特に侍郎阿永阿を派遣し、河南巡撫葉存仁とともに湖北に赴いて調査し、状況を把握させることにした。愛必達と宋邦綏に上諭を伝え、阿永阿らが到着しない前にこの両案件を確実に調査し、ただちに詳細に覆奏させよ。世間ではこの件を盛んに取りざたしている。いったん欽差大臣の捜査を受けたなら、少しも隠しおおせなくなる。愛必達はこれまで巡撫を臨時代理しただけで、担当時間がまだ長くない。宋邦綏はさらに新任である。共にこの案件を処理した者ではない。これまでの処理に誤りがあれば、事実に基づいて上奏するのを妨げない。たといさらに聴き取り調査ができなくとも、その禍が意図的でないなら重責を加えるべきではない。少しでも先入観を懐き、先に犯した罪を擁護し、今後の調査で真相が判明したなら、該督撫はさらに重い罪を受けることになる。朕はこの件で大目に見ることは断じてない。この上諭をただちに伝えて通知せよ」。

〔軍機大臣は〕勅命の御意に遵い寄信して申し越す。

【解説】

上諭には「明発上諭」と「寄信上諭」とがあり、前者は皇帝が中外の臣民に対して命令を公示するもので、内閣を経て発布されるため、冒頭は「諭内閣」「内閣奉上諭」などという見出しで始まる。これに対して後者は機密事件に關し軍機処が奉旨の名義で特定の官庁や関係官僚に伝達するもので、將軍や外官大臣に送るものを「軍機大臣字寄」といい、布政使、按察使等に送るものを「軍機大臣伝諭」といい、それらを総称して「廷寄」という。ここでは「大学士公傳 大学士來字寄」とあるが、傳恒と來保は軍機大臣を兼ねていることから、この上諭は軍機大臣の名で湖広總督愛必達と湖北巡撫宋邦綏に伝達された寄信上諭であることがわかる。その内容は湖北歸州で起きた事件の処理に對して乾隆帝が不審を抱き、担当督撫に徹底調査して再度詳細な報告をすることを求めたものである。

《上諭檔》は上諭の原稿であることから、「五月」を「四月」に訂正したり、脱落した「查」の字を補ったり、「正」を「出」に改めたりと、改稿の後が見取れる。

【書式】

等語とは、上行文（下級官庁から皇帝や上級官庁宛てた公文書）がここで終了したことを示す慣用句で、前述の「等因」が下行文（上級官庁から下級官庁宛てた公文書）や同等官庁間の平行文に用いたのに対応する。ここでは供述の引用として機能している。咨は、「咨文」「咨報」ともいい、同等官僚間の伝達に用いる文書をいう。

上諭は、上奏文に対する皇帝の指令。「諭」ともいう。皇帝の指令にはこのほか「批」と「旨」があった。「諭」が最も長く、「旨」がこれにつき、「批」はさらに短いものをいった。依議は、「上奏の通りにくせよ」という際に批に用いる慣用句の一つ。伝諭は、諭旨を伝達すること。覆奏は、皇帝に対する返答の上奏。欽此は、内閣または軍機処が上諭を奉じて下に宣するという形式をとるため、上諭の末尾につけて、その引用がそこで終了したことを示す常套

句として用いられた。一般的には「コレヲツツシメリ」と訓読し、受け取った上諭に対して畏れ多い気持ちを含めたものと見なされ、あるいは「コレヲツツシメ」と、この上諭を受け取った者が上諭の対象者につつしむことを命じる意味にも考えられてきた。しかし、近年植松正氏や岩井茂樹氏により、これは単純に引用の終了を表わす記号的な役割を果たすもので、訳出するに及ばないという新見解が出されている。遵旨寄信前來とは、寄信上諭の末尾に用いられる慣用句で、「前來」はそれがどこに向けて発せられたのかを示す。

擡写のうち「上諭」と「旨」に双擡がここでも用いられている。

【参考文献】

臨時台湾旧慣調査会編『清国行政法』（初版一九一〇～一五年。復刻、大安、一九六五年、汲古書院、一九七二年）
植松正『元代江南政治社会史研究』（汲古書院、一九九七年）
岩井茂樹「元明清公文書における引用終端語について」（三木聰編『宋清代の政治と社会』汲古書院、二〇一七年所収）

三 宮中檔漢文硃批奏摺

【解題】

《宮中檔》とは皇帝の執務室であった紫禁城内の乾清宮に収蔵されていた多種多様の文書群であるが、一九二五年に整理された際、系統は異なるが、地点は均しく内廷にあるものとされ、《宮中檔》と命名・分類された。これは硃批奏摺、官僚の履歴書、上奏を取りつぐ奏事処の簿冊の三種に大きく分かれる。ここではこのうち硃批奏摺について説明する。

清朝では、官僚が政務を皇帝に上奏し、裁可を求める場合、題本と奏摺（奏本）による二種類の形式が存在した。内閣を経由して皇帝の手に届く題本に対し、京外高官が公私の内容について官印を経ないで個人として皇帝に直接提出することができたものを奏摺といった。奏摺は当初着任通知や時候の挨拶など皇帝にだけ知らせればよい報告に用いられたが、題本に比べて迅速で、奏事処に提出するだけで機密事項を皇帝にそのまま伝える機能を持ったため、次第に題本に代わって重要な役割を担うようになった。皇帝独裁政治の確立をめざした雍正帝は上奏者の資格を知府にまで広げ、地方官僚に対して重要事項をすべて奏摺によって報告させ、間に官僚組織を通さない奏摺制度を大いに活用したといわれる。

前述のように、このような臣下の上奏に対する皇帝の返答には批、旨、諭があったが、通常皇帝の批は朱筆（硃筆）でもって書き込まれるため硃批とも称した。そこで、このような奏摺を硃批奏摺といった。雍正帝は臣下の奏摺に対してとりわけ彼自身の手で所感をしたため、再び上奏者たちに返却することで、自らの命令が直接伝わることをもくろんだ。さらに具奏者に対して返却した奏摺の写しを取らせたりして原件を再提出しよう命じ、それらを宮中に収蔵させた。以後、この制度が踏襲され、宣統年間に至るまで膨大な量の硃批奏摺が蓄積された。

なお、雍正帝は雍正一〇年（一七三二）にこれらの硃批奏摺のうちから有用と判断したもの二三名分約七〇〇〇件（全体の約三分の一に当たる）を自ら選んで朱墨二色刷りにて刊行した。これは『雍正硃批諭旨』と呼ばれ、硃批奏摺の原件が容易に見られなかった時代に宮崎市定氏らがつとに注目した史料である。ただ注意すべきは、『雍正硃批諭旨』に収められた硃批奏摺は原文を忠実に載せているわけではないことである。そこには短縮、削除、改変はもちろんのこと、なかには意図的な改竄が多数見られ、その意味では雍正帝の編纂意図がリアルに示された史料といえる。

硃批奏摺は台北の故宮博物院に収蔵されている檔案のうち康熙朝、雍正朝、乾隆朝、光緒朝の満漢文のものが『宮中檔康熙朝奏摺』全九輯（一九七六～一九七七年）、『宮中檔雍正朝奏摺』全三三輯（一九七七～一九八〇年）、『宮中檔乾隆

朝奏摺』全七五輯（一九八六～一九八八年）、『宮中檔光緒朝奏摺』全二六輯（一九七三～一九七五年）としてそれぞれ故宮博物院から影印刊行されている。また大陸では、中国第一歴史檔案館の編集による漢文のものが『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』全七冊（北京、檔案出版社、一九八四～一九八五年）、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』全四〇冊（南京、江蘇古籍出版社、一九八九～一九九一年）、『光緒朝硃批奏摺』全一二〇輯（北京、中華書局、一九九五～一九九六年）として刊行されている。さらに、中国第一歴史檔案館が漢文奏摺を漢文に翻訳したものに『康熙朝漢文硃批奏摺全訳』（北京、中国社会科学出版社、一九九六年）と『雍正朝漢文硃批奏摺全訳』（合肥、黄山書社、一九八八年）がある。

【史料III】

愛必達・宋邦綏「奏覆歸州民婦犯姦伊夫張洪舜前涉盜案実情摺」乾隆二八年五月三日（『宮中檔乾隆朝奏摺』第一七輯所収）

① 原文

奏爲遵

湖廣總督臣愛必達・湖北巡撫臣宋邦綏謹

旨覆奏事。乾隆二十八年四月二十八日承准

廷寄。內開（以下前述の上諭を引用）。遵

旨寄信前來。臣等查歸州民李作根家被盜一案、先於乾隆二十五年六月初二日、據原任歸州知州趙泰交詳、據吏目夏念祖、訪聞李作根家於乾隆二十五年三月二十三日、被盜劫去銀兩衣飾等物、未經具報。經該州會同營員勘訊、驗明事主被盜細毆傷痕、錄供通報。嗣據該州詳報於六月二十四日。據差役胡賢等、拏獲張楚璧、審據供認、夥同胞兄張紅貴、弟張玉堂、張紅順四人行劫并稱所得贓銀一百六十兩。……等情。〔筆者注：以下、李作根事件が冤罪であることこの調査経緯が述べられ、さらに新たに趙啓賢事件の調査報告が語られている〕……此現今辦理趙啓賢家盜案兼及李作

根原案之情節也。至李作棋家被盜是否、卽係現盜張紅貴等行劫必須質訊明確。經臣愛必達批飭臬司、將原裁贓之李作材・袁志芳暫停發遣。臣宋邦綏又據趙泰交等具訴、批司確查。復經臣等屢次面諭臬司及各委員、迅速秉公確審。總以供情游移贓證未確爲詞、至今未據詳報。所有兩案確情理合據實覆

奏。伏祈

皇上睿鑑。謹

奏。

乾隆二十八年五月初三日

〔硃批〕竟不成話矣。不知尔等具何心腸何膽量、仍敢爲此奏。餘有旨諭。

② 訓 誥

湖廣總督臣愛必達・湖北巡撫臣宋邦綏謹んで奏し、旨に遵ひて覆奏するが爲の事。乾隆二十八年四月二十八日、廷寄を承准す。内に開く……旨に遵ひ、寄信前來す。臣等、歸州の民李作棋の家の盜を被りし一案を査するに、先づ乾隆二十五年六月初二日に原任の歸州知州趙泰交の詳を據く。吏目夏念祖に據れば、李作棋の家を乾隆二十五年三月二十三日に訪聞するに、盜を被り銀兩・衣飾等の物を劫去せられしこと、未だ具報を経ず。該州、營員と會同して勘訊するを経て、事主の盜に緇毆せらる傷痕を驗明し、供を録して通報す。嗣いで該州の詳報を六月二十四日に據く。差役胡賢等に據れば、張楚璧を拏獲し、審べて供認を據くるに、夥同の胞兄張紅貴、弟張玉堂、張紅順の四人は劫を行ひ、並びに得る所の贓銀一百六十兩と稱す。……等の情あり。……此れ現今趙啓賢の家の盜案を辦理し、兼ねて李作棋の原案に及ぶの情節なり。李作棋の家の盜を被るのは否に至りては卽ち現盜張紅貴等の行劫を必ず質訊して明確にすべきに係る。經に臣愛必達、臬司に批飭し、裁贓の李作材・袁志芳を將て暫く發遣を停めしむ。臣宋邦綏も又た趙泰交等の具訴に據りて司に批して確查せしむ。復た經に臣等は屢次臬司及び各委員に面諭して迅速に秉公確審す。總

じて供情游移し、臆證未だ確ならざるを以て詞と爲し、今に至るまで未だ詳報を據けず。所有兩案の確情は理合に實に據りて覆奏すべし。伏して皇上の睿鑑を祈る。謹んで奏す。乾隆二十八年五月初三日

〔硃批〕竟めて話に成らず。尔等何なる心腸何なる膽量を具へ、仍ほ敢へて此の奏を爲すかを知らず。餘に旨諭有り。

③ 語釈

〈吏目〉清代では州に置かれ、長官の指揮のもとに庶務を司った。ここでは歸州で犯罪捜査に携わった役人をいう。

〈夏念祖〉江西休寧の人。乾隆二十四年より在任（同治『歸州府志』巻五）。〈訪聞〉訪問聴取すること。〈營員〉地方ごとに置かれた緑營の兵員で管内を巡警して盜賊の逮捕を任務とした。

〈勘訊〉尋問。〈驗明〉調べて明らかにすること。〈事主〉被害者。〈錄供〉供述を記録すること。〈差役〉官庁から派遣される下級役人。この場合は歸州の捕り方役人。〈供認〉自白すること。〈胞兄〉同じ親から生まれた実の兄。〈賊銀〉盗んだ金。〈質訊〉強く問いたたず

こと。〈臬司〉各省の司法長官である按察使の別称。〈裁賊〉盜品を他人の家や荷物に入れて濡れ衣を着せる行為。〈發遣〉本稿二〇〇頁参照。〈司〉ここでは按察使司を指す。〈面諭〉直接面前で言い伝えること。〈秉公確審〉公平

正確に審理すること。〈供情游移〉供述状況が定まらないこと。〈皇上〉臣下が皇帝を呼ぶ際の呼称。陛下。〈睿鑑〉皇帝の考え。

④ 和訳

湖広総督愛必達と湖北巡撫臣宋邦綏が上奏し、命令に従って再度上奏した案件。

乾隆二八年四月二八日（一七六三年六月九日）、廷寄を受け取りました。これによれば、「以下、前述の上諭をそのまま引用しているので省略」とのことでした。御意に遵い寄信が届きました。

私どもが歸州の民李作棋の家の強盜に遭った事件を調査したところ、まず乾隆二五年六月二日（一七六〇年七月二三日）に原任の歸州知州趙泰文の詳文を受け取りました。それによると、吏目夏念祖がいうには、李作棋の家を乾隆二

五年三月二三日（一七六〇年五月八日）に訪問し聴取したところ、銀両・衣飾等を強奪されたが、まだそれを報告していないとのこと。そこで該知州は官員と一緒に尋問を行い、被害者が盗賊に縛られて殴られた傷痕を調べ、供述を記録して報告したとのことでした。

ついで該州の詳報を六月二四日（八月八日）に受け取りました。それによると、「差役胡賢等がいうには、張楚璧を逮捕し、尋問して白状させたところ、仲間の実兄張紅貴、実弟張玉堂、張紅順の四人は強盗し、銀一六〇両を手に入れた……」とのことでした。……以上が現在趙啓賢の家の強盗事件を処理したことを述べ、兼ねて李作棋の先の事件の経過について言及した状況です。

李作棋の家が強盗にあったかどうかについては、つまりは今次の強盗を犯した張紅貴等を尋問して明かになるものです。すでに私愛必達は按察使に命じ、濡れ衣を着せたという李作材・袁志芳を流罪にするのをしばし止めさせました。私宋邦綏もまた趙泰交等の訴えを受けて按察使に確実な調査を命じました。

さらにまた私どもはすでに何度も按察使および各委員に直接迅速に公平正確な審理を行うよう指示しました。総じて供述が一定でなく、盗品である確証がないことを理由に、現在に至るまで詳しい報告を受けておりません。

両事件の確実な全貌は事実に基づいて再度ご報告しなければなりません。伏して陛下の御英断を求めめる次第です。謹んで上奏いたします。

〔殊批〕まったく話にならん。お前らはどんな性格や度胸で、なおあえてこのような上奏をするのかがわからない。別途に命令を与える。

【解説】

この事件についてはその前後の事情を改めて解説する必要がある。すなわち、乾隆二五年（一七六〇）六月歸州知州

趙泰交は盜賊の張洪舜ら兄弟を捕えて按察使司に送ったが、按察使沈作朋はこれを疑い、知臬陳銓らに調査を求めた。知臬らは沈におもねり、張らが盜賊でない指摘した。巡撫周琬が再度審理した結果、ついに張らを釈放し、反対に被害者の李作楨を誣告罪で充軍に処した。そして沈は趙泰交を流刑に、吏目夏念祖を徒刑にすることを求めた。

ところが、乾隆二八年（一七六三）四月、張洪舜らがまた趙啓賢の家に強盜に入り、逮捕された。知州らは張らが以前李作楨の家に強盜に入ったことを愛必達ら上司に報告した。当時沈作朋はすでに湖北布政使に転じており、事件をもみ消そうとした。調査に当たった知府や知州は、またしても沈に媚び、愛必達と巡撫湯聘・宋邦綏は先の事件が冤案であることを知りながら解決しないまま放置していた。

しかし、張洪舜の妻が犯した不義報告が刑部に達すると、部臣らは供述にある紅舜・紅貴の名の音が先の事件と同じで、さらに後の事件が解決されていないことを知って上奏した。そこで乾隆帝は阿永阿と葉存仁に調査を命じ、愛必達と宋邦綏に再度報告を求めた。彼らは弁明に終始する上奏を行ったため、逆に乾隆帝の不興を買った。以上が、先の上諭ならびにそれに応えた愛必達らの奏摺の背景である。

その後、阿永阿らの調査と審議の結果、張洪舜らは処刑され、李作楨は釈放された。反対に趙泰交と夏念祖は復職が許された。事件を混乱させた沈作朋は湖北布政使を解任され、逮捕された。愛必達はイリに流された。宋邦綏は関わり方が浅いと判断され、革職留任（免職だが、しばし現任に留める処分）となった。湖南の一地方で起きた強盜事件が総督・巡撫の責任問題にまで発展した一案である。

【書式】

謹奏は、「意見を陳述いたします」の意で、清代の奏摺では本文の前後に記された。内開は、上級ないし対等機関から来た文書を引用する際の文書用語。「くによればくのこと」の意。遵旨寄信前來は、ここでは寄信上諭が愛必達らに

届いたことを示す。等情は、下級官庁からの文書や上申書の引用の末尾につける慣用句。詳は、上級官庁へ報告し、指示を得る公文書を指す。詳文ともいう。具報は、文書で報告すること、通報は、ある事項を周知させるために通達すること。批飭は、指示を与えて命令すること。具訴は、申し立てのこと。伏祈は、上行文における請求語で、「伏乞」も同じ意味で用いられた。

「硃批」には皇帝が自筆で書く硃批と内閣または軍機処が皇帝に代わって書く批紅があった。多くは白話で自由にされたためられた。乾隆帝の残した硃批は雍正帝に比べて短く、「覽(見た)」「知道了(わかった)」「依議(さようにせよ)」などの簡単なものが多いが、これはなかでも比較的長く、感情をあらわにした批になっている。

【参考文献】

宮崎市定「雍正硃批諭旨解題——その史料的价值——」(『東洋史研究』一五卷四号、一九五七年、のち同『宮崎市定全集』一

四〔雍正帝〕、岩波書店、一九九一年所収)

四 太湖庁檔案

【解題】

《太湖庁檔案》と称する地方檔案は江蘇省蘇州府所屬の散庁の一つである太湖庁の行政文書である。本来水利を専門とした太湖同知が洞庭東山に移駐され、その地方の民政をも統括することになった結果、太湖庁はこれまで属していた呉県から独立し、清朝が滅亡するまでの一七六年間にわたって洞庭東西二山は「太湖理民府」の名によって管轄されることになった。《太湖庁檔案》はその役所で発行された文書をいう。

現存する文書は日本の国立国会図書館と中国の南京博物院に分蔵されている。前者は三二件四九八葉と数は必ずしも多くないが、このうち二一件が訴訟・裁判に関するものである。発行された年代は同治八年（一八六九）から宣統三年（一九一）に及び、清末に偏っているものの、何らかの事情で日本の戦前の情報収集機関であった東亜研究所の所蔵であったことから、つとに知られていた。

一方、南京博物院にも《太湖庁檔案》が所蔵されていることが近年明らかになり、にわかに注目を浴びることとなった。南京博物院所蔵の地方檔案は全部で一一〇件を数え、《太湖庁檔案》と確定できるものは五〇件になるといふ。発行された年代は嘉慶八年（一八〇三）から光緒二年（一八七六）に及び、大半が訴訟案件であることから、江南鄉村社会を知るうえで数少ない貴重な情報を提供している。ただ惜しむらくは、南京博物院の《太湖庁檔案》は、他の檔案（主として光緒・宣統期の蘇州府各県の訴訟案件を内容とする六〇件）とともに「文物」の扱いを受けているため、現在のところ一般には公開されていない。

【史料IV】 書影 5

夏国祥呈控芮茂興挾仇毆傷胞姪夏阿和等情一案・呈状（国立国会図書館蔵『太湖庁檔案』第二三冊一）

① 原文

光緒元年六月廿一日 據

具呈。民人夏國祥年六十七歲 抱呈 年 歲 住武山三十都六圖小地名東河 離署 里。

呈爲挾讐攢毆叩恩驗等事。竊身家務農爲活。前於本年桑葉出市之時、有村鄰芮茂興屢至身產偷葉。經身等叔姪見而拏獲交保、當緣地保姚永昌偏袒、將該惡放回。詎該惡不肯遷善、反挾讐心、懷報復、茲禍于本月十八夜。身著胞姪阿和在田傍看守秧苗。不期芮茂興探知身任獨宿、在外類中其機。遂邀同葉興發、秦阿三、芮長生、陳紫隆等至田、看見身

姪阿和、卽恃蠻、動手縛牢、拳打腳踢。身任喊救。身聞聲、約人出救、該衆始散。有沈永林、夏正賢及地保姚永昌目親可證。伏思、身任阿和襁褓喪父、現有寡母在家。且四房惟此一子。今遭該惡等攢毆、以致兩乳傍及兩肋被踢被毆、受有重傷。色現青紫、呼疼不止。兩日來日重一日、命危旦夕。爲亟擡轅瀝情呈叩。伏乞大老爺電鑑、恩賜驗傷提究、以鋤村惡而安良懦。沾仁上呈。 上告

② 訓誥

光緒元年六月廿一日、具呈を據く。民人夏國祥年六十七歲 抱呈 年 歲 武山三十都六圖 小地名東河 署を離るること 里に住む。

呈して讐を挟み攢毆するを恩驗せんことを叩ふ等の爲の事。竊かにおもふに、身が家は農に務めて活を爲す。前に本年桑葉を出市するの時に於て、村鄰の芮茂興の屢々身が産に至りて葉を偷むこと有り。身等叔姪見て拏獲し保に交すを經るに、當に地保姚永昌の偏袒するに緣りて、該惡を將て放回す。詎ぞ該惡、遷善を肯んぜず、反りて讐心を挟み、報復を懷き、茲に本月十八夜に禍す。身は胞姪阿和をして田傍に在りて秧苗を看守せしむ。期せずして芮茂興は身が侄の獨宿を探知し、外に在りて頻りに其の機を中ふ。遂に葉興發、秦阿三、芮長生、陳紫隆等を邀同して田に至り、身が姪阿和を看見するや、卽ち蠻を恃み、動手して縛牢し、拳打腳踢す。身が侄、救を喊す。身、聲を聞き、人と約し救に出でて、該衆始めて散す。沈永林、夏正賢及び地保姚永昌の目親の證すべき有り。伏して思ふに、身が侄阿和、襁褓に父を喪ひ、現、寡母の家に在る有り。且つ四房は惟だ此の一子のみ。今該惡等の攢毆に遭ひ、以て兩乳傍及び兩肋を踢られ毆られして、受くるに重傷有るを致す。色は青紫を現はし、疼を呼して止まず。兩日來日に一日を重ね、命、且夕に危ふし。爲に亟かに輓に擡し情を瀝して呈叩す。伏して大老爺の電鑑を乞ひ、驗傷提究を恩賜され、以て村惡を鋤して良懦を安んずることを。仁を沾りて上呈す。 上告

③ 語 釈

〔具呈〕下から上に具申すること。「呈」とは一般人民が当事者として出す意。〔民人〕士人と区別される庶民。〔地保〕清代の村役に由来する雑役、連絡、追捕などを担当するものの呼称。〔胞姪〕母親を同じくする兄弟の子。〔襁褓〕子どもを背負う帯とおくるみ。転じて乳飲み子をいう。〔四房〕夏氏一族のうちの第四分派を意味する。〔電鑑〕書簡に用いる「見る」の敬語。

④ 和 訳

光緒元年六月二日（一八七五年七月三日）受理 民人夏国祥（歳六七歳、住所武山三〇都六畷、小地名東河、庁署を離れること 里）が、恨みにより甥が集団リンチを受けた事件について情けある調査を求めた呈状。

恐れながら申し上げます。私めの家は農業で暮らしております。先ごろ本年の桑葉を出荷する際、隣人の芮茂興がしばしば私めの畑に来て桑葉を盗むことがありました。そこで私めら叔姪は奴やを捕まえ、地保に引き渡しました。

ところが、どうしたものか、地保の姚永昌が奴に荷担し、奴を釈放してしまいました。思いもよらないことに、奴は改心するどころか、逆に仕返しを思い立ち、今月一八日の夜に禍を起すことになりました。

私めは甥の阿和に畑のそばで苗を見張るよう命じていました。はからずも芮茂興は私めの甥が独りであるのを探知し、外からしきりに機会をうかがっていました。そしてついに葉興発、秦阿三、芮長生、陳紫隆らを集めて畑に行き、阿和を見るや、乱暴にも縛り上げ、殴る蹴るの暴行を加えました。甥は助けを求めて叫びました。私めはその声を聞き、他の者たちを誘って助けに行きました。そこで連中はようやく退散しました。その状況は沈永林、夏正賢、および地保の姚永昌が目撃しており、はっきりしています。

伏して思いますに、私めが甥阿和は幼い時に父親を亡くし、現在は母親と一緒に暮らしています。また夏氏の四房にはこの一子しか男がおりません。いま奴らに袋叩きにされ、両脇胸両脇腹に暴行を受け、重傷を負ってしまいまし

た。傷は青紫色に腫れあがり、痛い痛いと呼び止みません。この二日間、日に重くなり命も危うい状況です。そのためお役所に出向いて事情を述べ、訴えた次第です。どうか大老爺様には御覧くださり、傷をお調べのうえ真相を究明され、それによって村の悪者を一掃し、善良な弱者たちを安心させていたいただきたいのです。謹んで提訴いたします。

【史料Ⅴ】 書影 6

夏国祥呈控芮茂興挾仇毆傷胞姪夏阿和等情一案・供单（国立国会図書館蔵『太湖庁檔案』第二三冊四）

① 原文（「」内は後から書き加えた文を示す）

據芮茂興供。年卅歲、住武山地方、務農爲業。小的與夏阿和全村居住、素來認識。小的田内缺少秧苗、曉得夏阿和田内有秧、不合糾合陳紫龍、秦阿三、芮長生、葉興發等、向他田内偷取秧苗。不意被夏阿和驚覺喊捕。小的一時情急、揪住夏阿和、用拳打他左肋二拳、左乳下一拳、並沒有踢他右前肋等處。後來夏阿和喊救、他的伯父夏國祥、（同沈永林、夏正賢、姚永昌、先後）尋來看見、小的（爾方）放手走散的。實係爲偷秧起見、並無別故。陳紫龍等（管揪辦幫打、秦阿三幫襯、那二人都未動手）是小的央他的偷竊秧苗、是小的起意的。今蒙訊斷、只求開恩、就是了。（後略）

② 訓読（口語史料のため省略）

③ 語釈

〈訊斷〉尋問して判決を下すこと。〈就是了〉文末にも用い、「それでよし」の意。

④ 和訳

芮茂興の供述書は以下の通りである。

私めは年齢三〇歳、武山地方に住み、農業を生業にしています。夏阿和と同じ村に住んでおり、以前から知り合い

でした。

私めの畑には苗が乏しかったのですが、夏阿和の畑にはあることを知りました。そこで不当にも陳紫隆、秦阿三、芮長生、葉興発らを集めて阿和の畑に行き、苗を盗み取りました。思いがけず、阿和に気づかれドロボーと叫ばれました。私めはその時焦って阿和を捕まえ、拳でその左胸脇を二度、左胸下を一度殴りましたが、右胸前脇などの場所を蹴ったことはありません。後になって阿和が助けを求めると、伯父の夏国祥が「沈永林、夏正賢および姚永昌とともに前後して」やって来ましたので、私めと陳紫隆（の二人）は手を離して逃げ去りました。

実に苗を盗むためにやったことで決して他の理由はありません。陳紫隆らは「阿和を捕まえて一緒に殴りました。秦阿三は縛るのを手伝いましたが、残りの二人は共に手を出していません」私めが苗を盗むことを頼んだ者であり、私めの考えによるものです。

いま調べ、お裁きを受けることになりましたからには、ひとえにご恩を施してくださいさるようお願いするだけです。

【史料VI】 書影 7

夏国祥呈控芮茂興挾仇毆傷胞姪夏阿和等情一案・牌文（『太湖庁檔案』第三冊一七）

① 原文

本府爲飭提事。據三十都六圖民人夏國祥呈稱、有村鄰芮茂興、因本年四月偷身桑葉、經身與侄阿和見獲交保、挾讐懷恨。于本月十八日夜、身胞姪阿和在田看秧、芮茂興探知獨宿、遂邀同葉興發、秦阿三、芮長生、陳紫隆等、將阿和縛牢踢打。身聞聲、約人出救始散。有沈永林、夏正賢及地保姚永昌目睹可證。兩乳傍兩肋受有重傷、色現青紫。叩求驗究、等情到府、據此。除批示併驗明墳單外、合飭提訊。爲此仰役協保、立提被告芮茂興、陳紫隆、並傳證見、沈永林、

夏正賢、原呈夏國祥、及該地保、限即日一併解府、以憑訊究。去後毋稍刻延干咎。速速須牌。

一 仰值日役 徐灑 添差 胡堃

光緒元年六月廿一日 書 薛巽勤

太湖理民府 行

② 訓読

本府、提を飭するが爲の事。三十都六圖民人夏國祥の呈を據けて稱するに、村鄰芮茂興、本年四月 身わたかしめが桑葉を偷み、身と侄阿和とが見て獲して保に交すわたを經るに因り、讐を挟み恨を懷く有り。本月十八日夜、身が胞姪阿和、田に在りて看秧するに、芮茂興は獨宿を探知し、遂に葉興發、秦阿三、芮長生、陳紫隆等を邀同して、阿和を將て縛牢踢打す。身、聲を聞き、人と約して救に出でて始めて散ず。沈永林、夏正賢及び地保姚永昌の目睹の證すべきもの有り。兩乳傍兩肋に受くるに重傷有り。色は青紫を現はす。驗究を叩求す、等の情あり、府に到り、此れを據く。批示併びに填單を驗明するを除くの外、合まはに提訊を飭すべし。此れが爲に役に仰して保と協し、立ちたちに被告芮茂興、陳紫隆、並びに傳證見、沈永林、夏正賢、原呈夏國祥及び該地保を提し、即日を限り一併府に解りおて以て訊究に憑せしむ。去後、稍も刻延して咎を干する母なかれ。速速すべから須く牌すべきものなり。(以下省略)

③ 語釈

〈填單〉調書等の書類をいう。〈提訊〉喚問。裁判の際には關係者全員が呼び出された。〈値日〉当番の意。〈添差〉追加した差役の意。〈薛巽勤〉これはこの文書を書いた胥吏の名であろう。

④ 和訳

本府が衙役に対し關係者の召喚を命じた件。

三〇都六図の民人夏國祥が呈状で述べるところによれば、隣人芮茂興は本年(一八七五年)四月、夏國祥の畑の桑葉

を偷み、夏国祥とその甥阿和に捕まって地保に引き渡されたことで恨みを懐いた。今月一八日（一八七五年七月二〇日）夜、阿和が畑で苗を見張っていた時、芮茂興は彼が独りであることを探知し、ついに葉興発、秦阿三、芮長生、陳紫隆らを集めて阿和を縛り上げ、殴る蹴るの暴行を加えた。夏国祥が、その悲鳴を聞いて人を誘って助けに行つたことで、彼らはやつと退散した。沈永林、夏正賢および地保姚永昌の目撃証拠がある。両脇胸、両脇腹に重傷を受け、青紫に変色している。この件について調査を懇願する、とのことが理民府に届いた。このため書面で指示し調書を作成するとともに、喚問のため出頭させることになった。

ここに衙役に対し地保と協力して、ただちに被告芮茂興、陳紫隆並びに傳証見、沈永林、夏正賢、原告夏国祥および該地保を召喚し、即日関係者全員を理民府に送り、喚問に備えることを命ず。この後少しでも遅れて咎めを受けることのないようにせよ。

右、急ぎ牌にて伝えるものである。（以下省略）

【解説】

告訴状は大きく分けて原告が提出するものを告状といい、被告が反論のために提出するものを訴状といい、両者をまとめて呈状といった。

この「夏国祥呈控芮茂興挾仇毆傷胞姪夏阿和等情一案」と題する一件文書は全部で二三件からなり、告訴状以下、関係者からの事情聴取、検証報告が続き、判決が添えられている。

【史料Ⅳ】の告訴状は「呈状」となっているが、武山三〇都六畝に住む民人夏国祥が同じ村に住む芮茂興らに対し、夏国祥の甥阿和に恨みを抱いて暴行したとして訴えた告状である。光緒元年六月二一日（一八七五年七月二三日）に受理したことで、これより裁判が始まったことを示している。

【史料Ⅴ】は夏国祥に訴えられた芮茂興が事情聴取されて供述した供単（供述記録）である。官署の役人が彼らの証言を聴き取って記録したため、白話の走り書きになっている（書影6参照）。「陳紫龍」は陳紫隆のことであろう。この紙にはさらに陳紫隆と地保の姚永昌の供述が併せて載せられているが、ここでは省略する。

【史料Ⅵ】は「牌」と呼ばれる上級官庁から下級官庁に出した下行文である。この場合は太湖庁同知が不特定多数の衙役に与えた指令書をいう。芮茂興らの供述を受け、呈状では名前が挙がらなかった沈永林と夏正賢を含む関係者の召喚を衙役に命じたものである。滋賀秀三氏は台湾の新竹に遺された清代の地方檔案『淡新檔案』の指令書の説明として、「細字で長官の肩書姓のあと「為云云事」と書き起す一篇の文章のあと、行をかえて「一票 仰」など飛びとびの三文字を標目的に記し、あとは余白にして一紙の左端の方に日付、それにかぶせるように県の公印を捺し、さらにその左に「正堂某」と大書（稀れにはたんに「稿」の二文字を大書）した下に、恰も花押のように個性的な筆勢で「行」の一字を記すという様式のものである。胥吏がきれいに楷書で書いて提出したものに、長官（または幕友）が幾分ぞんざいな筆致で句読点を打ったり人名の横に傍線を引いたりなどしながら閲読確認し、そして殆んど例外なく大なり小なり添削の筆を加える。最後の「行」字は裁可のサインである。これらすべて墨筆であるが「行」字にかぶせて長官の個人印が捺される」（滋賀二〇〇九「二七頁」という。【史料Ⅵ】の文書もおおむねこの説明に当てはまる。「即」「徐滢」「添差胡埜」「行」はいずれも同知が後から書き加えている（書影7参照）。

【書式】

この呈状には「具呈 人 年 歳 抱呈 年 歳 住 山 都 畷小地名 離署 里」とあらかじめ記された不動文字の空欄に必要項目を埋め、以下、縦二〇×横一五の三〇〇の柘目に一柘一字が記されている（書影5参照）。原則としてこの書式は守るべきものとされたようだが、『太湖庁檔案』の呈状にはそれに従っていないものが少

なからずある。

抱呈は、代理提訴の意。「抱告」ともいう。滋賀秀三氏の『淡新檔案』に基づく説明によれば、「紳衿、婦女、老幼および残疾（身体障害）の者は抱告を立てなければならず、それ以外の者は抱告を立てることを許されない定めであった」という。それゆえこの民人の呈状では「抱呈」は空欄になっている。呈爲す事は、呈状の内容を簡略に示す題名を意味する。竊は、自分の意見を述べる際の冒頭に用いる謙辞。「ヒソカニオモフニ」と訓じる。

身は、「私め」を意味する卑称。ここではこの字を一人称に用いている。また供述書では「小的」が一般的である。大老爺は、一般人の州県官等に対して提出する文書に示す呼称として訴状に多く用いられた。ここでは告状の提出先である太湖庁同知を指している。據す呈稱す等情す據此は、「すからの呈文で述べられているところによると、このことである。よって」という意味である。等情は、上行文の引用がここで終了したことを示す慣用句で、「等語」も同じ。ちなみに下行文や同等官庁間の平行文の場合は「等因」を用いる。

據此は、上行文に用いるが、上級官庁からだだと「奉此」、同等官庁からだだと「准此」とそれぞれ使い分けられた。速須牌は、牌文の末尾につける慣用句である。「速速」は下に対して迅速な処理を求める語。「須牌」は「須至牌者」の略。本来は「必ず届くべきもの」という意味だが、形骸化して「右、すまで」の意味になっている。仰は、下行文に用いる用語で、命令を意味した。行は、末尾に大書きされ、責任者がそれを許可したことを示している。

【参考文献】

滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」（『東洋法史の探求——島田正一郎博士頌寿記念論集——』汲古書院、一九八七年所収、のち滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』創文社、二〇〇九年再録）

夫馬進「国会図書館蔵太湖庁檔案に見る訴訟と裁判の実際——その初歩的知見——」（永田英正編『中国出土文字資料の

基礎的研究』科研報告書、一九九三年所収)

范金民「太湖庁檔案及其史料的価値」(朱誠如・王天有主編『明清論叢』四輯、北京、紫禁城出版社、二〇〇三年、のち范金民『江南社会經濟研究』明清卷、南京、中国農業出版社、二〇〇六年所収)

五 清代巴県檔案

【解題】

巴県は重慶府の府城が置かれた県であり、嘉陵江と長江の合流地点にあつて軍事拠点であるとともに、四川東部の政治、経済、文化の中心としての歴史を保ち続けてきた。

四川省檔案館に収蔵されている清代四川地方檔案は総数一一万五〇〇〇卷余と膨大な数に及ぶが、そのなかでも巴県衙門の行政文書である『清代巴県檔案』は一一万三〇〇〇卷余と圧倒的な数量を占め、巴県の内政、経済、軍事などの状況を長いスパンで記録している。

檔案の範囲は乾隆二二年(一七五七)から宣統三年(一九一一)までの一五四年間に及ぶもので、現在確認される限りにおいてもっとも完全に保存された清代地方檔案といえる。一九六〇年代初期、四川大学が保管していた時期からすでに注目されていたが、一九八三年に成都市内に建設された四川省檔案館の新館に移管され、閲覧に供されるようになった。

一部マイクロフィルム化されたものが市場に出て、閲覧を容易にしている。また、そのなかからいくつかの檔案を選んでテーマ別に整理し、活字化したものに四川大学歴史系・四川省檔案館主編『清代乾嘉道巴県檔案選編』(成都、四川大学出版社、一九八九年)と『清代巴県檔案匯編(乾隆卷)』(北京、檔案出版社、一九九一年)がある。さらに、四川省

檔案館編『清代巴県檔案整理初編』司法卷・乾隆朝（一）（二）（成都、西南交通大学出版社、二〇一五年）が刊行され、鮮明なカラー写真のものを見ることができるようになった。

【史料Ⅶ】

乾隆三十七年巴県勸止凶討逼索告示（『清代巴県檔案整理初編』司法卷・乾隆朝（一））

① 原文

署重慶府巴縣事、候補直隸州正堂加三級李 爲勸止兇討逼索以免禍□事。照得。有無相通自古皆然。日用賒借民情之常。斷未有賒借之人、預立不賞之心。要之、境處順逆、勢有難易。試見、有者不待討而自行清還、無者雖坐逼強索、終不外袖手無措、哀求寬緩之詞。乃不原情酌量、只執我之血本。豈容拖延久欠。獨不知且夕禍福每多起於纖毫。一經釀訟、小則戒懲、大則擬罪。斯時卽追獲欠項、身已受累匪淺。爾等與其悔之於後不若慎之於始。茲屆年畢、正值索討歸賑之際。其中不無賢否之別。若不早爲開導、恐反噬之禍、將不可救。合行出示曉諭、爲此仰士庶客民人等一體知悉。凡一切賑務非言禁止勿取。總念好□在前量情索討、毋庸惡言兇逼致滋事端。古云、處富貴之境、須知貧賤的痛癢。立旁觀之地、要思局內人苦心。爾等宜□□□辭、切莫記利忘義、身陷法網。至於力果能還之人、而不顧面目羞辱、希圖拖騙者、查出立即按法究追、決不姑寬。特□。

右諭 通知。

乾隆三十七年十二月廿日示

告示。

實貼太和場曉諭。勿損。

② 訓読

署重慶府巴縣事、候補直隸州正堂加三級李、兇討逼索を勸止し以て禍□を免かれしむる爲の事。照し得たり。有無相通するは古自り皆な然り。日用の賒借は民情の常なり。斷じて未だ賒借の人の預め不賞の心を立つること有らず。之れを要するに、境處の順逆、勢ひ難易有り。試みに見るに、有る者は討を待たずして自づから清還を行ふも、無き者は坐逼強索すると雖も、終に袖手して措く無く、寛緩の詞を哀求するに外ならず。乃ち原情酌量せず、只だ我の血本を執らんとするのみ。豈に拖延して欠を久しくするを容さんや。獨り旦夕の禍福は毎に多く纖毫より起こるを知らざるなり。一たび釀訟を経ば、小なれば則ち戒懲、大なれば則ち擬罪なり。斯の時、即ひ欠項を追獲するも、身は已に累を受くること淺からず。爾等、其の之れを後に悔ゆるよりは之れを始めに慎むにしかず。茲に年畢に屆り、正に索討歸賑の際に値る。其中、賢否の別無きにあらず。若し早く開導を爲さざれば、反噬の禍、將に救ふべからざらんことを恐る。合行に出示して曉諭すべく、此れが爲に士庶客民人等に仰して一體に知悉せしむ。凡そ一切の賑務は禁止して取る勿かれと言ふに非ず。總じて念ふに好く□前に在りて量情索討し、惡言兇逼して事端を滋すを致すを庸る母かれ。古に云へらく、「富貴の境に處りては、須く貧賤の痛癢を知るべし。旁觀の地に立ちては、局内の人の苦心を思ふべし」と。爾等宜しく□□□辭、切に利を記えて義を忘れ、身ら法の網に陥る莫かれ。力果たして能く還するの人なるも、面目羞辱を顧みず、拖騙を希圖する者に至りては、查出して立即に法に按じて究追し、決して姑寬せず。特□。右、諭して通知す。乾隆三十七年十二月廿日示す。告示。太和場に實貼して曉諭す。損なふ勿かれ。

③ 語 釈

〈直隸州〉府に属さず省に直属する州。〈正堂〉知事の別称。〈李〉不詳。〈原情〉事情を了解すること。「酌量」に同じ。〈血本〉苦勞の結果得た元手をいう。〈欠項〉借金のこと。〈曉諭〉布告して諭すこと。〈士庶客民人〉士人、庶民、商人、人民の総称。〈法網〉法律を張り巡らした網に譬えた表現。〈場〉江南でいう市鎮（マーケット・タウン）の意。

④ 和訳

署重慶府巴県事、候補直隸州正堂加三級李が告示して、暴力による借金返済の強要を忠告によって止めさせ、禍を免れるようにさせる件。

照得。有無相い通ずるのは昔からみなそうである。日用の借金は民情の常である。最初から返済する気がないので借金する者は断じていない。要するに、境遇が順逆かどうかで、その返済状況に難易が生じるのである。試みに見れば、持てる者は催促しなくともおのずと返済するが、持たない者は強引に迫ってもない袖は振れず、寛緩の言葉を哀願するようになる。しかし、爾らは情状を酌量せず、ひたすら自分の元手を取り戻そうとする。どうして返済を長く引き延ばすことが許されよう。爾らは日常の禍福は常に些細なことから起こることがわかつていない。ひとたび訴訟になれば、小さければ懲戒、大きければ罪に問われる。その時かりに滞納分を取り戻すことができたとしても、自分の身には浅からぬ打撃を受けることになる。後になって後悔するくらいなら始めに気をつけた方がよい。年の終りの返済督促の時に当たる。爾らに賢否の別がないわけではない。もし早めに教え導かなければ、相手から恩を仇で返す禍にあつて救うことができなくなる。そのため告示を出して諭し、ここにみなの方に知らしめる。借金の取り立てをすべてやるなどいうのではない。要は事前に事情を斟酌して取り立てることを考え、悪言や暴力でもってごたごたを起す必要はないというのだ。「富貴の境遇にあつては貧賤の痛癢を知り、旁觀の地に立つては当事者の苦心を思うべし」と昔からいうではないか。爾ら宜しく□□□、利を覚えて義を忘れ、自ら法の網にはまらないようにせよ。返済能力があるのに恥面目を顧みず騙して返済の引き延ばしをもくろむ債務者については、調べ出してただちに法に基づいて追究し、決して大目には見ない。まずは告示する。

右、諭して通知する。乾隆三十七年二月二〇日（一七七二年一月二日）告示。太和場に実際に貼り出し、説諭する。捐つてはならぬ。

【史料Ⅷ】

乾隆五十二年孝里一甲楊文玉控陳尚仁來家頼要銀錢案・乾隆五十二年五月二十六日楊文玉報狀〔清代巴縣檔案整理初編〕
司法卷・乾隆朝（二）

① 原文

具報狀人楊文玉係本邑人、住孝里一甲、離城十里。年五十歲。抱

報爲報懇驗究緣約押領事。緣、蟻妻故子幼、母年八十有餘。去冬蟻往瀘州生理。有陳尚仁與妻方氏、家貧得病、家具衣物賣盡、日食無度。陳尚仁自請、媒何仕奇哀求蟻母、將方氏嫁蟻爲室。蟻不在家、套母出錢二千五百文、趕蟻回家。臘月二十八日、尚仁立手模婚書。伊領錢調醫、在弟陳尚禮・尚義家傭工、被尚禮等刁唆。本月十五日、尚仁同母來蟻家、薑頼要錢。蟻思方氏年已四十五歲、遵母命承娶、活伊夫婦兩命。蟻愚朴畏禍□□方氏退還。殊惡頼鐵心堅持尖刀、戮傷方氏左腿併右手掌。血流血衣、昏死三次。蟻投鄉約楊志與何仕奇看明。恐方氏不測、報懇驗究、併將婚書庚帖呈繳。押伊弟兄領回方氏、杜患安業。沾恩伏乞。

太爺臺前俯准施行。內具副狀。計繳婚書・庚帖二張。

特調四川重慶府巴縣正堂加三級紀錄五次軍功紀錄三次衷 批准驗訊婚約存質。

乾隆五十二年五月十六日具報狀人楊文玉

被報陳尚仁、主唆陳尚禮・陳尚義 歇家太平坊王店 干證媒人何仕奇 約鄰楊志・陳萬言

② 訓読

報狀を具するの人楊文玉は本邑の人に係り、孝里一甲、城を離ること十里に住む。年は五十歳。抱

報じて縁約の押領を驗究するを報懇する爲の事。緣、蟻は妻故り子幼く、母は年八十有餘なり。去冬蟻は瀘州に往

きて生理す。陳尙仁と妻方氏有り、家貧しく病を得て、家具衣物を賣り盡し、日々の食も度する無し。陳尙仁自ら請ひ、何仕奇を媒して蟻の母に哀求して、方氏を將て蟻に嫁して室と爲さんとす。蟻、家に在らず、母を套して錢二百文を出さしめ、蟻の回家を趕せんとす。臘月二十八日、尙仁は立ちどころに婚書を手模す。伊は錢を領して調醫し、弟陳尙禮・尙義の家に在りて傭工するに、尙禮等に刁唆せらる。本月十五日、尙仁、母と共に蟻の家に來、蠶頼として錢を要む。蟻、方氏の年已に四十五歳なるを思ふも、母の命に違ひて娶を承け、伊の夫婦の兩命を活かせり。蟻、愚朴にも禍を畏れ、方氏を□□して退還せんとす。殊に惡頼は鐵心にも尖刀を堅持し、方氏の左腿併せて右手の掌を戳傷す。血は血衣に流れ、昏死すること三次なり。蟻は郷約の楊志と何仕奇とに投じて看明せしむ。方氏の不測を恐れ、報じて驗究を懇ひ、併せて婚書・庚帖を將て呈繳す。伊の弟兄に押して方氏を領回せしむれば、患を杜ぎ業に安んぜん。恩に沾かり伏して乞ふ。

太爺臺前に施行を俯准す。内に副狀を具す。計繳の婚書・庚帖二張。

特調四川重慶府巴縣正堂加三級紀錄五次軍功紀錄三次衷「婚約を驗訊し質に存するを准す」と批す（以下省略）

③ 語釈

〈緣約〉婚約・結婚の誓約書。〈押領〉威力をもつて他人のものを奪取すること。〈緣〉本稿二〇五頁参照。〈蟻〉「私め」を意味する卑称。「小的」ともいう。報状では謙讓の意味を込めて小さく右に寄せて書いた。〈瀘州〉四川瀘州直隸州。〈臘月〉陰曆一二月の別称。〈婚書〉結婚の誓約書。「婚約」ともいう。〈傭工〉雇用労働者。〈郷約〉村の公務を司つた保長などをいう。〈庚帖〉生まれた年月日時を干支で書き表した書きつけ。〈太爺〉知県の尊称。〈臺前〉相手に対する尊称。〈俯准〉同意を求める丁寧語。〈衷〉巴県知県衷以燠。江西南昌の人。乾隆四九年任（民国「巴県志」卷六）。〈驗訊〉取り調べること。〈存質〉保存して問いただしに備えること。〈歇家〉裁判の際に原被告の身分を保障する宿屋。「太平坊王店」とあるのは太平坊にある王の店の意か。〈干證〉事件の関係証人。〈媒人〉仲人。

〈約鄰〉郷約に同じ。

④ 和訳

報状で申し立てた楊文玉は本県の者であり、孝里一甲、城から一〇里の場所に住む。年は五〇歳。

結婚の協約で無理に金を得ようとしたことに對し究明を懇願する案件。

私めの妻はすでに亡くなり、子はまだ幼く、母は年八〇あまりでございませう。去年の冬、私めは商いで瀘州に行きました。陳尚仁と妻の方氏は貧しく病に罹り、家具や衣服を売りつくし、日々の食糧にも事欠くありさまでした。そのため陳尚仁は自らの意思で、何仕奇を媒人に立て、母に方氏を私めの妻にすることを哀願しました。私めは不在だったため、母を丸めこんで二五〇〇文を出させるようにし、私めの帰郷を求めました。

一二月二八日（一七五二年二月一六日）、陳尚仁はたちまち婚書に署名して来ました。彼は錢を受け取ると元氣になり、弟の陳尚礼・尚義の家で傭工になるにおよんで、尚礼らにそそのかさされたのでしよう。今月一日（一七五二年六月二九日）に尚仁は母を伴って私めの家に来、悪辣にも金を要求しました。私めは方氏の年がすでに四五歳だったことを思いましたが、母の言い付けに遵って娶ることに同意し、彼ら夫婦兩名の命を救ってやったのです。

私めは愚かにもこれ以上の禍を畏れ、方氏を□□して返還しようとしたところ、不良どもは無慈悲にも鋭い刀を携え、方氏の左腿ならびに右手の掌を突き刺して傷を負わせました。血は衣服を染め、氣を失うこと三度に及びました。私めは郷約の楊志と何仕奇に頼んで調べさせました。

方氏の不測の事態を恐れ、報告して究明することをお願いし、併せて婚書と庚帖を提出いたします。彼の兄弟らに方氏を引き取らせれば、心配がなくなり、安心して仕事ができるというものです。恩恵にあずかり伏してお願います次第です。（以下省略）

【解説】

【史料Ⅵ】は巴県知県代理の李某が乾隆三十七年二月二〇日（一七七三年一月二日）に出した告示である。告示とは地方官僚が一般に所属の士民に対して訓示を与えるために官署の門前等に貼り出した公文書である（告示については「八 碑刻資料」参照）。《清代巴県檔案》には実際に用いられた告示の原件が少なからず収められており、公牘に掲載された告示とは一味異なる感を呈している。

【史料Ⅶ】は巴県孝里の民人楊文玉が佃戸の陳尚仁の妻方氏を妻にして貧窮を救ってやったが、陳はさらに金を求め、逆恨みで方氏にけがをさせたことにつき、当時の結婚証書を添えて知県に提出した報状、すなわち事の次第を報告した通告状である。楊文玉は火種になった方氏を陳の兄弟たちに返還することを求めており、知県は婚書を調査することを許可している。

【書式】

署は、官吏が死亡や免官等の事情で不在になった際、他の官吏が代理すること。候補は、吏部または兵部の補用または銓衡によって初めて実職に就く官吏をいう。ここでは「直隸州の長官」の実職を待っていた李某が巴県の知県代理になっていたことを意味する。照得は、下級官庁に宛てた文書の冒頭に用いた慣用語。「参照したところでは」が本来の意味であるが、「陳者」同様に形骸化している。「テラシエタリ」と訓読する。合行出示曉諭、爲此仰々等一體知悉は、告示に見られる定型句。告示の本文ではある種の状況を説明し、その状況に対し、「まさに告示を出して諭し、これにより〔通知対象者〕に申し渡して知らしめる」として、今後起こりうる違法行為に対して自己の所見を伝えるのが一般であった。出示曉諭は、告示で諭すこと、爲此は、「ここに」の意味、一體は、「全体に」の意味がそれぞれある。特□は、「特」の後の字は読めないが、通常告示の場合「示」が入り、「まずは告示する」という結束の定型句

になる。實貼太和場は、この告示が「太和」という市鎮に実際に貼られたことを意味する。

報状は、呈状と同じように縦二三×横一五の枠目に収まるように、原則として一字一桧に書き込まれた。抱は、抱告すなわち代理人が文書を提出する場合にその氏名を記すこと。伏乞は、「伏して乞を乞ふ」と読み、上行文における請求語として、文の末尾につける。報状を受け取った知県はすでに「特調四川重慶府巴県正堂加三級紀錄五次軍功紀錄三次」と印刷されている文の後にコメントを書き入れた。

【参考文献】

夫馬進「中国訴訟社会史概論」（夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、二〇一一年所収）

